

裁判員経験者と法曹三者との意見交換会議事要録

日 時 平成24年10月4日(木) 午後3時から午後5時まで
場 所 さいたま地方裁判所裁判員候補者室(A棟1階)

参加者等

司会者 大 熊 一 之 (さいたま地方裁判所第4刑事部部総括判事)

裁判官 小 坂 茂 之 (さいたま地方裁判所第4刑事部判事)

検察官 井 草 俊 之 (さいたま地方検察庁公判部検察官)

弁護士 井 原 正 則 (埼玉弁護士会所属)

裁判員経験者1番 40代 男性 (以下「1番」と略記)

裁判員経験者2番 60代 男性 (以下「2番」と略記)

裁判員経験者3番 60代 女性 (以下「3番」と略記)

裁判員経験者4番 70代 男性 (以下「4番」と略記)

(編集者注: 裁判員経験者5番は、当日欠席のため欠番とした。)

裁判員経験者6番 60代 女性 (以下「6番」と略記)

裁判員経験者7番 30代 男性 (以下「7番」と略記)

裁判員経験者8番 50代 男性 (以下「8番」と略記)

議事要旨

別紙のとおり

司会者

では、時間が参りましたので、法曹三者と裁判員経験者の意見交換会を始めさせていただきます。きょうは、お忙しい中、お集まりいただき、本当にありがとうございます。さいたま地方裁判所の第4刑事部の裁判官を務めております。さいたま地方裁判所は、裁判官3人で1チームで1つの部をつくるわけですが、5部ありまして、そのうちの第4刑事部というところに属しています。きょう皆さんには、裁判員裁判を経験された方々に集まっていただいて、それから法律家、裁判官、検察官、弁護士と、これらの方々と率直にこの裁判員制度について語り合っていて、裁判員制度について何か参考になるお知恵をいただければというのがきょうの会合の趣旨だということになります。裁判員裁判が始まってもう4年目になりますが、率直な私の感覚としては、まだまだ試行錯誤なんだろうなというふうに思っています。当初これが正しいと思って始めたことも、幾つか事件を重ねていくうちに、これは変えなきゃいけない、変えたほうが良いと思っているところはたくさんあります。それは、実際に一般国民の代表として経験された皆様方がより率直に感じるころでもあると思いますので、きょうはその辺の御意見を苦言も含めて、それからもしエール、応援の言葉があれば、またこれも我々励みになりますので、お話しいただければと思います。きょうは裁判員経験者以外の方で参加する法律家がここに何人かおられますので、端からお一人ずつ自己紹介をお願いします。まず、検察官からお願いします。

井草検察官

さいたま地方検察庁の検事の井草といいます。裁判員裁判を今まで20件ぐらいですか、担当しておりまして、今現在も複数の事件について担当しております。よろしくお願いたします。

司会者

じゃ、弁護士の方、どうぞ。

井原弁護士

埼玉弁護士会に所属しております弁護士の井原と申します。今の検察官の挨拶で何十件という話がありましたが、私は逆に裁判員裁判1件だけしかやっていません。ですので、ある意味では未経験なところと、あと皆さんが1件ずつ御担当されているのと似たようなところがあるので、いろいろ聞かせていただいて、今後の参考にさせていただきたいと、ぜひ思います。よろしく申し上げます。

小坂裁判官

大熊裁判官と同じくさいたま地方裁判所の第4刑事部で裁判官をしております小坂と申します。昨年の4月からさいたま地裁で裁判員裁判を経験するようになりまして、20件程度裁判員裁判を経験しております。ふだんは、裁判員の方々からアンケートや休み時間の雑談などを通じていろいろな御意見や御感想をお聞きしておりますが、きょうはこのような形で、まとまった形でお話をお聞きできるのは非常に貴重な経験だなというふうに思っております。今後の裁判員裁判をよりよくしていきたいと思っておりますので、ぜひ率直な御意見、御感想をお聞かせいただければと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

司会者

本日は裁判員経験者の方々、初めて顔合わせをされたという方もおられると思いますので、それぞれのお立場、どんな事件を担当したかについて私のほうから簡単に紹介させていただいて、その後各方々に自分の年齢層、大体何歳ぐらいですあたりのことを御紹介いただいたほうがお話ししやすいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。まず、1番の方ですが、1番の方は、今年の2月に事件を担当されたということです。担当した事件は、空き巣による住居侵入、窃盗未遂、これが1件と、それから同じく空き巣に入った家で、家の人に見つかって、暴行を加えてけがをさせた、これが住居侵入、強盗致傷に当たるというもう一件です。合わせて2件の事件を担当されたということです。この事件を担当されて、何日間ぐらいの日程で、そのときの感想は、どうだったでしょうか。お願ひいたします。

1 番

40代の1番です。よろしくお願ひいたします。3日間担当させていただきました。まず最初に、たしかこのフロアだったかな、25人ほどおりまして、最終的に抽せんで6名かな、選ばれるとは到底思っていなかったもんですから、もう帰る支度をしていたんですけども、まさか選ばれるとは思いませんでした、その日にいきなり裁判ということでした、もう非常にまた頭の意識がついていかない中で対応させていただきましたが、やるからには、できるだけ積極的に評議の中で意見を言わせていただきながら、法廷の中ではしっかりできるだけわからないことは質問していこうということで対応させていただきました。非常にわかりやすい裁判だったなというふうに思っています。

司会者

ありがとうございました。続いて、2番の方を御紹介いたします。2番の方が担当されたのは、被告人がお母さんだったんですね。母親と被告人が1歳10か月の自分の息子、子供、これが言うことを聞かないということで腹を立てて殴る蹴るの暴行を加えて死なせてしまったと、こういう傷害事件です。たしか3月に担当されたと思うんですけども、いかがでしたか。

2 番

私は、60代の男性ですけども、ちょっといい勉強になりました。とりあえず以上です。

司会者

ありがとうございました。それから、3番さん、4番さんは同じ事件担当されたんですね。事件の内容を紹介しますと、これは弟である被告人がお姉さんの立場である被害者、この方を死なせてしまったと。この被害者の立場は、77歳という高齢で、
を患っていたと。そこで、普通の人と違う行動をするということが被告人としてはいら立ったと。それで暴行を加えて死なせてしまった傷害致死という事案です。3月に裁判が実施されたようですけども、3番さん、どうだったで

すか。

3番

60代の3番でございます。私は、やはりいつも当たらないのが、本当に当たってしまって、こんなことができるのかしらと思いながら、3日間ですが、やってきて、すごくいい勉強させていただきました。裁判長さんもすごくユーモアがあって、とても、こんなふうに見えるんなら、もう一度してもいいかななんて思うような感じですが、その3日間の中に、今一部おっしゃいました、そのことを後ほど私ちょっと勉強不足で、あるお母さん、その家族のお話を聞いたときに、講演があったんです。それで、それを聞いたときに、本当にその病気というものを知らないで、やっていたなということで、ちょっと今そういうこと自体がもう少し勉強してからというか、すれば、もっとそういうものに解決が、解決というんじゃないですけど、できたのかなというのが今ちょっと1つ思っておりますが。

司会者

ありがとうございます。4番さん、いかがですか。同じ事件担当されたんですね。

4番

私が一番年齢が高いと思うんですが、72歳の4番です。今回私選ばれて、本当にいろいろ考えさせられる事件だったもんですから、実際に私より、私と同年に近い被告人だったもんですから、少し真剣に思いました。それと、1つだけ心残りがあるんですが、最終弁論、最終日のときに、私がもう少し被告人の奥様に対してもう少しいろいろ時間があれば聞きたかった。といいますのは、夫婦でございますから、やっぱり自分の夫のことは一番よく知っていると思しますので、聞きたいことがたくさんあったんですが、時間がちょっとありませんでした。非常に参考になりました。

司会者

ありがとうございました。今事件の中で関係者の話をもっと聞きたかったということ、また後で話題になると思しますので、そのときまた詳しくお話し聞かせてく

ださい。それから、6番さんが担当した事件は、これは元夫婦であったんだけど、離婚後も被告人が元の奥さんにつき合いが続いていたと。けども、別れ話が出てしまって、悲観をして無理心中を図って殺害したと、こういう殺人事案だったんですか。実施は5月だったと思うんですけど、いかがだったんですか。

6番

60代の女性です。そうですね、一般市民の中から無作為に選任されまして、多分私など法律的にも何もわからないし、できるかなと思って参加させていただいたんですけども、裁判長さんが1人で決断するのじゃなく、皆さんの決断で決めるんですってという優しい笑顔に精神的にすごく楽になりました。以上です。

司会者

ありがとうございます。それから、7番さん、8番さんも、共通の事件を担当されたということですので、御紹介いたしますけども、これは性犯罪で、普通の窃盗も絡んでいます。まず、窃盗2件があって、これは商店から衣類とか楽器など比較的値の張るものを盗んだという窃盗事件が2件、それからもう一件は強制わいせつで、これは小学2年生の少女に対して犯した強制わいせつ事件。それから、もう一件、4件目になりますけども、これは女子高校生を襲った強姦致傷事件です。6月に実施したということですけども、実はこれまで御紹介した事案は、すべて犯罪事実については、被告人はやりましたという争いない自白事件で、量刑、刑罰をどうするかが主に問題になった事案だったようですけども、この7番さん、8番さんが担当した事件は、一部事実には争いがありますというものだったんです。その辺の感想も含めていかがだったんですか、7番さん。

7番

30代の7番です。通知を受けた時点で、もうやるからにはという気持ちでこちらのほうに来ていました。そうですね、確かに難しい事件だったと思います。どうしても感情移入をゼロにするというのなかなか難しく、抑えて、抑えて、あくまで被告人がとった行動をじっくりと精査して、その中で考えをまとめていくという

ことに徹して、感情移入しないようにというふうには心がけました。以上です。

司会者

これは争いがある事件だったんですけど、日程的に4日間で終わったということなんですか。

7番

そうです。

司会者

4日間という日程は、どんな印象ですか。適切だったのかどうかについては。

7番

適当だったと思います。

司会者

そうですか。余り長々と審理をしなければならぬ否認事件というわけではなかったんですね、そうしますと。

7番

そうですね。あくまでもその犯人がとった行動を洗っていくということに尽きると思います。

司会者

ちなみにどの点が争いがあったんですか。

7番

言ってしまうと、そういう意思があったかどうか。

司会者

最後の強姦致傷事件でレイプをする意思があったかどうかという。

7番

そういうところですか。それを犯人がとった行動で、そういうのが見られたかどうか、それをそれぞれが裁判員みんなが考えていって、もちろん裁判長もしかりですけど。

司会者

わかりました。ありがとうございました。8番さん、同じ事案を担当されて、今どう思っておられますか。

8番

60代の8番です。非常に4日間で日程的にも、ある意味では3日で済む日程だったかもしれませんが、1日評議の時間があつたのは非常によかつたと思っています。いろいろ刑法の考え方とか量刑の考え方というのは市民と感覚が非常に違うというのはよくわかりまして、個人的には非常に勉強になりましたし、一定の市民義務を果たせたなという安堵感というか、充実感というのが終わった後にありました。ただ、ずっと時間がたつて考えてみると、一生懸命やつたのは確かなんですけど、そういった一番で出した判決なり、我々のそのときの労力というのは本当に司法として、全体として効果がどれほどあるのかなというのは今ちょっと自分の中では考えているところです。

司会者

今、きょう出席された裁判員経験者の方をそれぞれ紹介して、全般的な感想をいただきました。個別的な意見交換をこれからしていくんですけど、今8番さんが、一般市民が裁判員に参加することの意味はどこにあるんだろうというちょっと大きな問題提起をされたので、今ここに出席されている法律家の方々から一言御意見いただけたらと思います。検察官、いかがですか。

井草検察官

非常に大きな話なので、若干戸惑っておりますけれども、1つは今までは司法という世界が狭い世界と言えれば狭い世界でした。大体法曹三者と、あとは事件に関係してしまつた人という方々が集まつて話を進めていく場だったんですけど、実際に世の中こういうことが起きています、例えば治安を守るために、みんなでできることは何でしょうかと。そういうことを考えるきっかけというのは、一般の方はおそらく新聞とか、そういうので目にすることがメインだったんじゃないかと考え

ております。しかしながら、このような制度があることによって身近に考えていただくことができるんじゃないかなというふうに考えております。それが検察官、少なくとも私個人として裁判員裁判をやることによるメリットなのかなというふうに考えている次第です。

司会者

ありがとうございます。じゃ、井原弁護士。

井原弁護士

憲法上は、裁判って公開という話があるんですが、裁判員裁判が始まる前は法曹三者の中で書類にびっしりと書き込まれたものを読み込んでということで、恐らく一般の方が傍聴に来られても何をやっているのかほとんどわかんないような状況がずっと続いていたと思います。それを裁判員裁判においては、皆さんに聞いていただくということで説明をし、口頭で言うという形で、本来の裁判に立ち返ったというところがあるかと思います。そういった意味では、従来の裁判というものの本質に返ったという部分では、大変意義のあるものなのかなという気がしております。以上です。

司会者

ありがとうございます。それでは、小坂裁判官、当事者の法律家と違って、判断に加わってもらっている、一緒に評議をしてもらっているというところを踏まえて感想があれば、どうぞ。

小坂裁判官

司法全体の影響という観点では、個別の事件単位で見ると、あと全体的な話というのが両方あると思います。8番さんの御指摘は、全体というお話でしたが、その個別の話でもかなりその大きなよい方向への影響があるのではないかなと思っておりまして、まず被告人、裁かれる側の立場からしても、従前の裁判官だけの裁判が適当だったとか、そういうことは決してないんですけれども、ただ様々な背景事情を抱えていらっしゃる、その裁判員の方々が加わることによって、いろい

ろな視点から、その多角的な分析をした上で結論に達するという事は、その結論自体が確実なものになるということもありますし、恐らく被告人にとっても納得しやすいのかなというふうに思っております。また、全体的な影響としましては、私は裁判員裁判が始まる前の段階から刑事裁判を多少経験しておりましたが、明らかに裁判のやり方というのが、我々の心構えも含めまして変わっております、従前であれば、その専門家同士で専門用語言っておけば何となく理解でき合うと、そういう形で済ませていたところが、我々は初めて来られた裁判員の方に、その場で理解していただく必要がありますので、そのためには我々のほうも、その専門用語的な話を、真に深いところから理解して、それをかみ砕いて説明するという能力が求められることになっていきますので、その点で我々法律専門家にとっても、その能力を高める一つの機会になっているのかなと思ひまして、これは今後のその裁判制度に、全体に対してもきっとよい影響を与えていくのではないかなというふうに思っております。

司会者

ありがとうございました。これから個別具体的な話題に入り、審理はわかりやすかったですかという話をお聞きしたいというふうに思っているんですけども、裁判員の方々がわかりやすい、要するに開かれた裁判になるかどうかということが、この裁判員裁判の大きな目標になっていた訳なんです。裁判官だけでやっているときには、本当に法廷を見ただけでは何やっているのかよくわからない状況だったのが、まさに法廷を、傍聴しているだけで事件の全貌がわかって、その全貌を前提にすれば、こういう結論が妥当かどうかということが国民一般からわかるというものが実現できると。これも大きな意味なんじゃないかなと思います。理想はそうなんですけども、現実に皆さん方が担当された事件がそうになっていたかどうかということこれからお聞きしたいというふうに思います。まず、審理がわかりやすかったですかという、こういう話になってくるんですけども、抽象的にお聞きしても、なかなかお答えしづらいかと思ひますので、もう少し具体的にお話を伺いますけども、ま

ず審理が始まって最初に起訴状が朗読されます。それは、もうちょっと法律的に本当に骨と皮だけの事実が朗読されるわけですから、なかなかわかりづらいことが多いと思うんですけども、もう少し具体的証拠を見る前に冒頭陳述というものを検察官、弁護人が最初にやったと思うんです。この事件は、こういうものなんです、皆さん、これからこの事件を審理してくださいという説明があったと思うんですけども、そもそもあの説明がわかりやすくなければ、先に進まないで、審理自体がだめだという話になってしまいますので、まずそこからお聞きしたいと思います。あの冒頭陳述の話はわかりやすかったですでしょうか。わかりにくかったら、何が問題だったんでしょうか。それから、あとは、そのときに配られたメモが恐らくあったと思うんですけども、あのメモというのは参考になったでしょうか、それともかえって証拠調べをする、審理を聞く上で混乱させるような、そういうマイナス材料だったでしょうか。この辺をちょっとお聞きしたいと思います。1番さん、いかがでしょう。

1番

検察官なり弁護士それぞれから御説明ありましたが、非常に内容はわかりやすかったです。争点も明確になりましたし、非常に短い期間で裁判をやるに当たっては、整理されておりましたし、逆に我々が聞かなければならない、聞いておくべきことも整理できたかなというふうに思っておりますし、非常に今の裁判というのは、これだけわかりやすくなったのかなと。それから、やはり会場の設備、そういった設備も非常に充実をしておりましたので、素人でもある程度はついていけたかなというふうに思っております。

司会者

最初に配られた冒頭陳述のメモなんですけども、恐らく1枚ずつ検察官、弁護人が出してきたんじゃないかと思いますが、文字数が多過ぎたりとか、一見したけど、わかりづらいとかなかったですか。

1番

ちょうどいい内容の分量というのですか、そんなに量も多くないですし、しっかりとそれぞれが整理された内容だったかと思います。

司会者

あと、もう一点、そのきれいにまとまってわかりやすいストーリーを最初に聞いてしまうと、証拠を見ないでも、被告人はこんなことをやったに決まっているみたいな先入観が湧かなかったですか、そこは大丈夫だったですか。

1番

そういった方向に意識を持っていかないように自分でもしっかり注意しながら内容を聞くようにしておりましたし、やはりこれから審議していくに当たって、その人はどういった生い立ちだったのかとか、また家族はどういった家族がいらっしゃるのかとか、そういった背景をしっかりと説明していただいたもんですから、より一層理解することができたかなというふうに思っています。

司会者

それでは、同じ質問を2番さんにさせていただきます。審理のわかりやすさという意味で、最初の検察官、弁護人の説明がよかったかどうか。

2番

大変わかりやすく、大変よかったです。冒頭陳述でも、やっぱりその事件に対しての内容とか、犯人のイメージが浮かんできました。

司会者

わかりました。ありがとうございます。続いて、3番さん、やっぱり最初の検察官、弁護人の話の冒頭陳述のわかりやすさというところに焦点を絞ると、どんな感じだったですか。

3番

一番最初のお話というか、書いてあるメモは家庭内の出来事でしたので、私たちにも起こり得るような、とても今福祉とか、いろんな事件が起きます。もう本当にその事件にもやはり家庭の中の事情というのがすごくよくわかるんです。だから、

そういうことに対してがとってもよくわかりやすかったです。

司会者

最初に配られたメモの使い方をもうちょっとお聞きしたいと思うんですけど、最初に検察官、弁護士がメモに従って説明した後、証拠書類の朗読とか証人のお話とか被告人の話があったと思うんですけども、その話を聞く際にはメモというのとはどんなふうにご利用されましたか。

3番

そのときは、ちょっと緊張しておりまして、どういうふうなメモというのがちょっと思いつかないんですが、でも一生懸命それを把握しようと思って考えてメモしたと思います、そのときは。

司会者

御自分で一生懸命メモしようという努力をされたわけなんですね。

3番

ええ。

司会者

最初に検察官や弁護士が配ってきた1枚紙の紙、あれに証拠を書き込むとか、そんなふうな形の工夫はされましたか。

3番

書き込みましたが、全部そのときはわかっていても、すべてまたそれを置いていくような状態でしたので、ちょっと自分でも復習しようと思っても、完全にちょっと頭の中で、主婦ですから、ちょっと整理ができなかったというのがありますけれども、ちょっと家で復習したいなという部分はありました。

司会者

少し話が発展したんですけど、話題が出てきちゃったので、お聞きしたいと思うんですけど、法廷ではわかった気になっても、翌日、翌々日になると少し細かなディテールが少し何だったかなという感じになってしまったり、全体がちょっとわか

りづらくなってしまうことがあると思うんです。そのとき、復習のために資料を持って帰りたいとか、途中でおさらいみたいなことを裁判官たちとでやってみたいとか、そういう御希望は感じたことありましたか。

3番

それは、もう少し時間があれば、やってみたいなどは思いましたけれども、次の日にまたすぐその別の検事さんとか弁護人のあれがありましたので、半日ぐらいというか、次の日1日ぐらい置いて、そういう2回目の公判ができればよかったかなとは思いますが。

司会者

ありがとうございました。4番さん、同じような質問なんですけど、最初の審理が始まった最初の検察官、弁護士の御説明、事件はこんな内容ですよという御説明、このわかりやすさという問題と、そのとき配られたメモ、紙1枚のメモ、これが役に立ったのか、そうではないのか、どうだったでしょうか。

4番

1つ目の冒頭陳述の件なんですけど、やはり私の隣の家でいつ起きてもおかしくない、本当に一般的な、いつ起こっても構わないような身近な事件だったんです。それは、冒頭陳述で事件の内容、その他がわかりやすく説明いただきましたので、短い時間でしたけども、把握することはできました。2番目のメモについては分量もちょうどいい分量だったと思いますし、事件の内容を知るにはわかりやすかったです。

司会者

きょうここに検察官、弁護士がおられますので、検察官のでき、弁護士のでき、これはどうだったですか。双方ともよかったのか、あるいはどっちがだめだったとか、その辺はどうでしょう。

4番

審理全般の中ででよろしいでしょうか。

司会者

冒頭陳述のできという意味ですが。

4番

その第1日目は、私は満足しております。

司会者

弁護士さん、検察官、いずれとも・・・。

4番

わかりやすかったです。

司会者

そうですか。ありがとうございました。では、6番さん、同じような冒頭陳述に絞ったわかりやすさ、お願いいたします。

6番

そうですね、冒頭陳述ですか、とてもわかりやすかったです。

司会者

ありがとうございます。じゃ、次7番さん、いかがですか。冒頭陳述、最初の説明のわかりやすさの問題なんですけど。

7番

争点も両者ともきっちりちゃんとしておっしゃっていたんでわかりやすかったですし、配られたそのメモというか、資料というか、検察側から出されたもの、当然犯行認めているんで、その犯行の一部始終を書いた資料というのは非常に、図でかかれていたりしたんで非常にわかりやすかったです。これは、もう私最後のほうまでずっと使っていました、内容。当然証拠を見て、その犯人の行動を見て、それを精査する必要があったんで、そこで疑問に感じたことというのはすべて、余白にすべて書き込んで、クエスチョンなところも自分でもうその時点で書いてというふうになりました。

司会者

そうすると、まさに冒頭陳述がこれから1つずつ証拠見るための羅針盤みたいな、ロードマップみたいな形で使ったということですか。

7番

そうです。

司会者

非常に有益だったということですか。

7番

そうです。事実のみをきっちり書いていたと思います。このときどう、犯人というか、被告人がどう思っていたのかというのは、自分で疑問に思ったところを丸して、例えばそれが後々に質問になったりとかしていました。

司会者

ありがとうございました。8番さん、いかがですか。

8番

7番さんが言われたとおり、検察側が出してきたメモというのは非常に図が入っていて見やすく、見える化をよくされているなと思いました。そういう意味では、論点が整理されていて、非常にわかりやすかったと思います。ただ、そのとき弁護人からのメモというのはなかったんで、弁護人からの主張を、もう少しメモでもらえれば、双方の論点わかりやすかったかなというのはちょっと思いました。

司会者

冒頭陳述、最初に話をするとき、メモを裁判員の方々に渡すかどうか、これが本当に義務でも何でもなくて、各事件ごとに立ち会う人が工夫してやっているんです。弁護士さんによっては、メモをお渡しすると、そっちのことに注意がいつてしまって、自分の話のポイントがなかなか伝わりづらいので、メモもお渡ししないで、私の話を聞いてくださいということをメインにしたいという方もおられるんです。しかし、聞くほうとしては、そのときはわかったような気になっても、全部が全部頭の中に残るわけじゃありませんから、どっちがいいんだろうなという話になるん

ですけど、8番さんはその辺どういうふうに思われましたか。

8番

私は、メモがあったほうがよかったかなと思いました。一方で出されたんで、一方からも出てくる。ただ、検察側は、その後の難点を言いますと、メモは非常によかったんですけど、メモを棒読みされていたような部分もあったり・・・

司会者

冒頭陳述のメモ。

8番

はい。メモという、冒頭陳述のすごい長い部分というのは、少し、もう少し短縮していてもよかったのかなというところもありました。ということを感じました。

司会者

そうですか。そうした冒頭陳述、できはよかったのかもしれないんだけど、少し情報はたくさん入っていたということなんですね。情報はたくさんあり過ぎちゃうと、何か最初の段階で面食らってしまって、むしろ混乱するという話も聞いたことがあるんですけど、そこは大丈夫だったですか、8番さん。

8番

そこは大丈夫でした。メモのほうがかきちんとされていたので。

司会者

そうですか。わかりました。冒頭陳述については、検察官、弁護士は非常に苦労しているところだと思うんだけど、今いろんな感想を皆さんお話し聞いて感じましたか、それぞれから御意見いただければ。

井草検察官

検察官です。今お聞きしていると、おおむね目指しているところを、到達しているわけではありませんけれども、今の取り組みがうまくいっているのかなということを感じております。さらに、努力はしていきたいと思えます。以上です。

司会者

井原さん、どうですか。

井原弁護士

メモは、すごくこちらの悩みどころで、余り多くのものを提示してしまうと、なかなか理解してもらえにくいところもあるのですが、やはり弁護士が、どちらかというところと検察官が提示したそのメモの内容とといいますか、それを立てたものに対して疑問を持ってもらうというところが多くて、そうすると、何かこちらでAというストーリーとBというストーリーという、例えばアリバイがあつてという形だと、ある程度そういうメモとかつくりやすいんですが、その事実がおかしいんじゃないか、検察官が言っていることおかしいんじゃないかというところ、なかなかメモもつくりにくいというところがあるので、それよりはお話を聞いていただいて、ある意味では検事の、検察官の出したメモに対して、こちらとしては、先ほど余白に不思議と、はてなと書いてもらうという形を目指しているようなところもあるので、逆に弁護士のほうは出しにくいなというか、出さないような場合もあるので、ちょっとその辺は検察官以上にバリエーションがやっぱり弁護士のほうはちょっとあるのかなという気がしますので、それぞれいろいろ考えて提示していますので、それを見ていただければいいかなというふうに思います。

司会者

ありがとうございます。7番さん、8番さん、弁護士さんからはメモが出なかったんだけど、話自体はわかりやすかったということはあるんですね。次に、今度は本当に天王山の証拠を見ましようという話になります。証拠の中には、証拠書類の朗読の場面、それから関係する人が出てきて証人として話す場面、被告人としてその場に立たされた本人自身が自分の事件について説明する局面、主にこういうものがあつたんじゃないかと思うんです。できれば、我々としては、わかりやすい裁判という意味で言ったならば、証拠書類の朗読はできるだけ減らして、写真とか図面はしようがないと思うんですけども、人の話にわたる場面は、その人本人に法廷で来てもらってじかに話してもらったほうがわかりやすいんじゃないかと、こういう

ふうに思いながら審理を組み立てています。他方、今回皆さんが担当した事件を見ると、証拠書類の朗読が、例えば90分とか120分ぐらいまでなっているような事件も何人かおられるようですので、その辺、証拠書類がそれだけたくさん朗読された場合に、ずっと頭に入ったのか、やっぱりこれはつらかったというふうに感じられたのか、その辺をちょっとお聞きできないかなと思います。2番さん、どうですか。かなり証拠書類が多い事件だったんじゃないかと思うんですけども。

2番

少し多過ぎるような感じがして、最初の分と後の分のこの中間のあたりの説明が一番よかったですけど、この中間に、写真が出てきて、あれを見た瞬間に、何でこんなことしてしまったのかなと思いましたんで、この点をもう少し強調して、その状況に追い込まれてしまった状況というのをいま少しきちんとやってもらえば、もう少しわかりやすくてよかったのかなと思いました。

司会者

証拠書類の量をもう少し減らせたんじゃないかなと感じたということですか。

2番

少し多過ぎたという感じ。

司会者

それから、比較的証拠書類の朗読時間が多かったかなというのは、6番さん、結構長かったですか、証拠書類が。どんな印象を持たれましたか。証拠書類をずっと読んでいる時間が長かったんじゃないかと思うんですけど、苦痛じゃなかったですか。

6番

さほど苦痛には感じなかったです。

司会者

そうですか。ほかの方々に、ちょっと証拠書類の朗読時間が長くて、なかなか頭に入りづらかったとか、苦痛だったというふうにお感じになった方おられますか。

どうでしょう。そこは、特になかったですか。わかりました。基本的には、なるべく関係する人の話を聞きましょうということで、皆さんが担当したどの事件も証人は呼ばれているんですけど、証人の話の聞きやすさ、頭に入ってきたかどうかの問題、1番さん、どうだったですか。

1番

弁護人の方から証人の方はかなり厳しい質問をされておまして、証人の方も涙を流しながら受け答えされていたんですけども、それも私もしっかりメモをとりながら聞いていたんですけども、やはり弁護人の方なり、それから検察官の方なり、しっかりと我々に理解させようということで必死に細かい点まで聞かれているのかなということで、非常によく理解できました。より審議を進めるに当たって効果的だったのかなというふうに思っている。

司会者

それは、どういう立場の証人が出てきたんですか。

1番

被告人の奥さん、御家族です。被告人がこういった状況になったのは家族にも原因があるんじゃないかというような内容で、かなり厳しく御質問されていまして、そこまで聞く必要があるのかというぐらいまで聞かれていまして、ただそういった質問されることによって、やっぱり家族からいろんな感情なり、いろんな考え方が出てくるものですから、それで、また逆に被告人が反省の意識に持っていかれて、被告人の考え方というの、また少しずつ反省、反省ということで、自分のやってきたことをより痛感しているのかなという方向に持っていったという効果もあったものだと思いますけど。

司会者

なるほど、そういう立場の人が出てきて、話がわかりやすかったと同時に、そういう姿を被告人が見ることによって、被告人がさらに反省が深まったということで、より相乗効果としてよかったんじゃないかと、こういう意味ですか。

1 番

はい。

司会者

わかりました。2 番さん、先ほど証拠書類の話聞きましたけど、証人とかの話についてはどんな感想ですか。

2 番

わかりやすかったです。

司会者

証人に対しては、裁判員の方も直接質問することができるんですけども、聞きたいと思うことは十分聞けましたか。

2 番

私の場合は、聞こうと思っても、何か後ろ向きというか、言っている言葉なのか、言っちゃいけない言葉なのか、その判断がちょっと難しかったんで、質問することは控えました。

司会者

普通、質問する前に評議室で裁判官を交えて、何を我々として聞きましょうかねとかいう話をしてみたり、もし聞きづらかったら、裁判官が、かわりに聞きますけどみたいな意見交換することがあるんですけど、その場でこれを聞いてくださいというお願いをすることなんかありましたか。

2 番

話し合っているときはあったんですけど、やっぱり実際に裁判員席に座った時点になると、どうしてもちゅうちょしてしまう感じになって、話すこともできなかった。

司会者

3 番さん、どうですか。3 番さん、4 番さん、共通の事件で、もうちょっと聞けばよかったんじゃないかなという趣旨のことを4 番さんがおっしゃいましたが、3

番さんはその辺の関係どうでしょうか。この人に聞きたかったとか、あるいは聞いたんだけど、ここも聞けばよかったみたいなどころありますか。

3番

証人にはその被告人のお兄さんが立ってくださったんです。そして、弟さんのお嫁さん、弟さんは亡くなっちゃっているんですが、そのお嫁さんの朗読というか、お手紙を読んだのを聞いておりました、それで皆さん、いろんな家族の問題ですから、何かお兄さんのお嫁さんとか次男のお嫁さんが来て、証人に立ってお話をしてほしかったと思っています。

司会者

証人に立たなかった理由については、何か説明ありましたか。

3番

それはちょっと、そこまで聞かなかったです。

司会者

来てもらえたら話を聞きたかったなということですか。

3番

今思うと、こういういろんな資料をちょっといただいたときに、あのとき、ああいうふうにして聞けばよかったかなと今思っている次第なんです。

司会者

その人の書類は朗読されたんですね。手紙みたいなものを朗読されたんですね。

3番

そうです。次男のお嫁さんは。

司会者

じかに来てもらえば、さらに聞きたいこともあったのにと、こういう思いなんです。

3番

はい。

司会者

ありがとうございます。4番さんも証人のお話とか被告人の話で、検察官、弁護士の質問がわかりやすくちゃんと話を聞いたのかどうかという問題があると思うんですけども、そこはどうだったんですか。

4番

私はよく理解できました。それと、証拠の写真、私の頭の中には、やっぱりあの写真は私にとりましては、事件の内容に大分役に立ちました。写真は有効でした。

司会者

今のお話は、例えば御遺体の悲惨な写真とかいうものですか。

4番

そうです。

司会者

ひどい犯罪だなということが胸にずんと響いたというんですか。

4番

後で検察官から出てくる話と大体合いまして、写真が参考になりました。

司会者

6番さん、証人の話もたくさんあったと思うんですけども、離婚後も続いていた元奥さんに対して無理心中みたいな事件だったですね。

6番

そうです。

司会者

どんな立場の方が来られて、証人の話のわかりやすさはいかがだったですか。

6番

被告人のほうがお母さん、実のお母様と、被害者のほうは一緒に同居していたお姉さん、亡くなられた方のお姉さんが証人に立たれました。

司会者

わかりやすさはどうだったですか。

6番

わかりやすかったです。

司会者

その後、こちらのほうから質問したいなということは十分聞けましたか。

6番

それは、裁判長に聞きたいことがあったら遠慮なく何でも聞いてくださいと言われていましたんで、こちらも構えちゃって、こんなこと聞いていいのかな、悪いのかなというところがありましたので、こんなことをちょっと疑問に思うんですけども、聞いていいですかと言って、裁判長にお伺いして質問するって。いいですよ、いいです、どうぞ、どうぞって何でも聞きたいことがあったら、もういい機会ですので、いい機会というか、チャンスがなくなるんで聞いてくださいということでした。みんな6人それぞれ質問しました。

司会者

全員が質問しましたか。

6番

全員質問しました。

司会者

活発だったんですね。

6番

ええ。

司会者

7番さん、8番さん、やっぱり証人が出てきて、これは、恐らく否認事件なので、被害者とか、そういう方がいたんじゃないかと思うんだけど、そうすると、顔が傍聴席から見えないような工夫をして、証人尋問したりしたんでしょう。ちゃんと話が伝わったのか、補充の質問できたのか、それはどうでしょうか。

7番

被害者の方が、検察側の証人として出てこられたんですけど、当然別室でスクリーンに映してという形……。

司会者

ビデオリンクですか。

7番

そうです。正直検察官の方も、当然事前に打ち合わせはされているんですけども、事件が特殊なんで、相当精神的なダメージというか、それが大きかったせいで、当然もう話せない状態になったというところで休廷して、再開しても、結局同じだったと、もう進まない状態。正直検察側の方も、もうちょっとうまく質問したらなど思いました、素人目に見ても。

司会者

どこがうまくないと思いましたか。

7番

正直言葉のあれですけど、ちょっとわかりにくい。

司会者

質問の言葉遣いがわかりづらい。

7番

わかりづらいところありました。言いたいことはわかるんですけど、こう言ってあげないとだめじゃないかというのはありました。

司会者

質問が練れていないという言い方でしょうか。

7番

そうです。当然うまくいかなくなって切り上げようというところはあったんですけど、当然弁護側も検察側も当然平等である必要があるというんで、多分裁判長はそのまま続行させたというところなんです。

司会者

被告人に対する質問なんていうのはどうですか。同じ検察官がやったと思うんだけど、ちゃんとポイントを突いた、そこを聞いたかったんだよというような質問は出ましたか。

7番

そうですね。自分も質問を考えたりもしましたし、質問自体は裁判官の方が大体メモで我々が言っていたようなことも質問をしてくれていたなというふうに思います。事前に話をしている中で、自分がこういう質問をしたいというふうなところになると、事実に基づいて、被告人の気持ちのところを突いても、質問としては余り、いや、そうは思いませんでしたというふうに被告人がそう言ってしまえば、もうそれまでなんですというふうにはなって、ちょっと質問の角度を変えたりとかというのはしていました。

司会者

ありがとうございました。8番さん、同じ質問になってしまうのだけれども、どうですか、証人の話聞いてみたり、被告人の話聞いたりして。

8番

7番さんが言われた被害者の話はそのとおりでしたので、違う証人の話をしたいと思うんですけど、そのとき問題になったのは、被害者が運転している車のミラーにその被害女性が当たったためにミラーを壊したのか、そうじゃないのかというのが1つのポイントになったんで、ディーラーさん呼んできて、メカニクな議論をかなり長い時間やったんですけど、これは我々裁判員のほうからすると、そんなに重要なことだったのかなというのにはちょっと思いました。

司会者

結局検察官は、それによって何を立証したくて、どういう意味があったんだという主張だったのですか。

8番

検察官の主張は、被害者が当たったためにミラーが壊れたのではないということを一生涯懸命主張しようとしたんだと思います。それは、我々もそう思いましたんで、結論自体はあれだったんですけど、そのための時間が非常に長く使われたかなという感じはしました。

司会者

そのことを認定することによって、例えば犯罪事実の認定とか、どう影響してきたんですか。

8番

初めから故意でやったのか、そのミラーが壊れたことから始まったのかという点では重要だったと思います。

司会者

被害者に対して、ミラーが壊れて文句をつけることになったかどうかということですか。

8番

はい。

司会者

なるほど。わかりました。そうすると、その意味がない証人尋問をするぐらいだったら、じゃそもそも証人呼ばなくてもよかったんじゃないかなと、そんな感じですか。

8番

もっと簡単に証明できたのではないかなという気はしました。

司会者

それから、先ほど被害者の証人尋問が途中でできなくなったという話があったんですけど、そうすると最終的にはその人の調書を読み上げたんですか、被害者自身の。

8番

ちょっとそこがよく…済みません。

司会者

審理のわかりやすさで、証拠書類とか被告人質問、証人尋問についてずっとお話し聞いてきたんですけど、検察官、弁護人、何かありますか。

井草検察官

お話を伺って、証人尋問がやはり余りうまくいかなかったという点がございまして、反省しきりでございます。被害者の方にもよるんですけども、例えば性的な被害、それ以外にも当然強盗とかに遭われた方でも精神的な負担が大きい方もいますので、被害の状況は人前で説明するとなかなか難しい方もいるんじゃないかなとは思っております。それとはちょっと別になんですけども、事件に争いがなかった場合なんですけど、恐らく被告人の御家族の話が多かったなという気がするんですけど、やはり人間性とか、そういうのをお知りになりたいとか、そういうお気持ちだったのかなというふうに推測するんですけども、そのお聞きになりたい、知りたいという、そのポイントというのはどの辺だったのかなというのを、教えていただければなと感想を聞きながら思った次第です。

司会者

1番さんから、じかに聞きたかったというのはどの辺だったかという質問です。

1番

一通り聞きたいことは聞いて、大体理解できたんで、特段聞き漏らすようなものはなかったですけども、私の場合は。

司会者

2番さんから随時。

2番

私の場合も、詳しい説明だったので、特にありませんでした。

司会者

3番さん、4番さん、どうぞ。

3番

全体的なことは、すべて私たちも完全に聞いたので、特にはありません。

司会者

最初の御挨拶で、
という問題について、もう少し知っておけば、結論
変わるかどうかわからないんですけども、よかったかもしれないという感想を述べ
られましたけど、あの辺を例えば証拠なりなんなりで説明が欲しかったというお気
持ちはあるんですか、どうでしょう。

3番

私はい最近に
の方の家族の講演を聞く機会がありまして、この裁判
のことは全然あれしませんですけども、ちょうどそれがそのお話があつて、周り
にそういう方もいらっしゃいませんし、全然そういうことも、そういう病気という
こともよくわからなかったんです。それで、いろいろ聞いているうちに、

というのは、全部は治らないらしいんですけど、薬なり、病院入れて、それであ
る程度出てきて、それで、それを薬をずっと飲んで維持していれば、それがひどく
はならない。ただ、薬を飲まなくなっていると、もう本当にどうしようもなくな
くなるという、そういうことをお聞きしたんです。だから、それを聞いて、私たちは
本当に無知で、何もその
ということもわからないままで、ではそういう
方たちの家庭の事情をどれだけ知っていたのかなと思ひながら、後でそれを感じた
ところでございます。

司会者

4番さんから、検察官と同じ質問です。ここを知りたかつたんだということは何
かありましたか。

4番

私、検察官の方が言われた、もうどんぴしゃなんですけど、もう冒頭に申しました
ように、被告人の奥さんに、もう少し時間が欲しかった、聞きたいこと。それは、
先ほどお話ししましたが、夫婦というものは他人では気がつかない、いろいろな
その被告人の性格、性質、そういうのはもう肌身、もう365日一緒にいるわけで

すから、わかるはずなんです。ですから、奥さんの被告人に対する、そういう、私は写真を見ても、何回も無抵抗な女性を痛めつけているという残忍性がどういうところから来ているのかというものが、やっぱり普段夫婦生活の中で、そういうことがあったんじゃないかとか、そういう質問をしたかったんですが、6人全員裁判員が質問したもんですから、審理の時間が限られていますもんですから、十分に奥様の本当の気持ちを聞くことができなかったんです。それがちょっと心残りというか、自分ではだめだったなというふうに思っています。

司会者

ありがとうございます。同じような質問、6番さん、どうですか。ここは聞きたかったんだけど、それは十分聞けたかどうかということなんですけど。

6番

そうですね、被告人のお母様が証人として出られたんですけども、最初に私たちが法廷に入ったときから、その被告人は泣いていましたんで、お母さんが証人台に立たれて、その事件を起こすまでの生い立ちからちょっと話をなさいまして、お母さんの息子に対する、悪いことをしたことには間違いないんですけども、被告人に対する更生させようという、その熱心さですか、それをすごく感じました。すごくその被告人のお母様が息子に対する更生させようという、そんな悪いことする子ではなかったんだよというような、そういう熱心さに心打たれました。

司会者

そこに関心があったし、十分話を聞いて、それは伝わってきてわかったということなんですか。

6番

十分というか、そうですね、証人がもうちょっと欲しかったかなという気持ちもあります。

司会者

どういう立場の人が出てきたらばよかったかなと思っていますか。証人がもっと

欲しかったというのは、どういう立場の人が出てくればよかったかなという。

6番

被告人のほうの証人です。

司会者

例えばお姉さんが出るとか、具体的にあるんですか。お母さんは聞いたわけですが、ほかには。

6番

お姉さんとか兄弟です。

司会者

わかりました。7番さん、8番さん、同じような質問ですけども。

7番

そうですね、被告人の配偶者、奥さんが証人で来られていたんですけど、それまでにいろいろ刑に服したりもしていたようなのですけども、証言されて、いい人ですというのはいいんですけど、ただその被告人のことは余りよくわかっていなかったように見えたんですが、私には。聞きたいこととすれば、今後どうしていくんですかと。刑に服した後です。ただ、それに関してもやっぱり、言ったら当然絶望はしていると思うんですけど、その先どうするという気持ちが余り感じ取れなかったのがちょっと残念です。被告人のお姉さんも何か傍聴来ていたというふうなことは聞いたんですけど、そういう方も証人として立ってもよかったのではないかなとは思いました。

司会者

8番さん、どうでしょうか。

8番

被害者の証人の話も、それから今の内縁の奥さんのお話についても、7番さんが言われた感想と私同じです。

司会者

井原先生，何かありますか。

井原弁護士

私も裁判員裁判自体は1件なんですけど、刑事事件とすれば300とか400やっているほうなんですけど、そのほとんどが認めている事件で、被告人の御親族の方に証人出ていただくということをよくやっています。そのときに、やっぱりこちらが考えるのは、今後どうしていくかとか、もしくは今後の監督をどうしていくかということについて焦点を当ててしまっていて、何か情報提供という形でやってしまっていたことが今のお話を聞いて少し反省をしました。やっぱり人を裁くという観点からすると、やっぱりその人となりをよく知っている人に話してもらうという観点を何となく自分が忘れていたんだなということを今回話を聞いて、大変勉強になりました。それから、1番の方が言っていっちゃったように、弁護士は被告人に寄り添うんですけれども、結局裁判が終わってしまえば、ある程度関係がなくなってしまうんですが、やはりその被告人の御家族は、これから5年、10年、それから例えば刑務所に入った後もおつき合いをしていくので、その人に、やはり法廷で誓った内容をよく見てもらって、今後寄り添っていただくというためにも、必ず情状証人という形で証人に出ていただくなり、それができない場合でも傍聴席には来ていただくという形のことをとっているということをしているんですが、なかなかそういうことを、弁護士ってなかなか説明はしないんですけど、そういった観点をきちっと見抜いていっちゃって、さすがだなというふうに思って、大変今回話を聞いたことは勉強になりました。

司会者

ありがとうございます。それでは、続いて、ここまでは公判、法廷でのやりとりがちゃんと分かったかということが議題になってきたわけですけど、次にそれを踏まえて、有罪か無罪かとか、どういう刑罰しましょうという意見交換、評議をしたと思うんですけども、それが十分、自分の意見を反映するようなものになったのかと。意見交換として活発にやれたのかどうかというあたりについてお聞きしたいと

思います。まず、話しやすい雰囲気かどうかが大前提です。意見交換の際には、意見があるならば言えると、ちゃんと聞いてもらえるというような雰囲気になっていたかどうか。それから、次に言う前提として、事件の内容が十分消化できて、ちゃんと意見として自分がちゃんと言えらるものを持てるだけの自信が持てたかどうかというあたりのところ、この2つについて1番さん、どうでしょうか。

1番

これ一番、評議の中でも全員が固まりました。何を、どういうふうに進めていくのかも全くわからない中で、ここで発言をすること、その発言の重みというのがみんなわかっていましたんで、変なことは言えないなということで、みんな固まってしまったんですが、やはり裁判長が思ったこと言ってくださいと言ってても、それでも話が進まなかったもんですから、過去の判例を、今システム化されていまして、あれを見させていただきました。皆さんとゆっくり見てくださいということだったので、私もじっくり似たような判例というか、事件が以前あったということで、そのときどういった判決をされたのか、それも全部見させてくださまして、あと自分の考え方をその辺に照らし合わせまして、それでやっと皆さんも意見が言えるようになったかなということで、あのシステムは非常に我々が判断する上では効果的だったなというふうに思っております。

司会者

今お話しされたのは、それは刑罰として懲役何年がいいんですかという場面が一番固まってしまうというお話だったですか。

1番

はい。

司会者

裁判官としては、余り一般の方々をリードしたくないという気持ちが強いもんですから、まず自由に言ってくださいというふうに話を振ることが多いんですけど、自由に言ってくれと言われても、そんな懲役何年なんて自分は決めるだけの基本的

なデータがないので、それだったらば、ある程度過去の量刑傾向とかいうものを知らせてもらったほうが、より話がしやすくなると、こういうお気持ちなんですか。

1番

そうです。

司会者

他方で、そんなの見たくないという人もいるかなと思うんだけど、そういう可能性についてはどう思いましたか。こんなの見ちゃうと、何か自分は縛られちゃうんじゃないかみたいな。

1番

皆さん、かなり積極的で、やはり皆さん、それぞれ考え方をお持ちなんでしょう。ただ、その考え方に自信がないというか、言葉に出して言う自信がないということなんで、やはり自分たちの考え方が果たしてどうなのかというのを図る物差しになったと思うんです。ですから、その後非常にスムーズに、それぞれ考えているとおりになったかどうかというのは私にはわかりませんが、皆さんの考え方をしっかり言えたと思っています。

司会者

2番さん、今、量刑傾向見たらば自由に意見が比較的言えるようになったというお話が出ましたけど、それ以外の場面でも、例えばこの事実はどう見るんだろうとかいうあたりの意見は十分言えたのか、その辺はどんなふうにお感じになりましたか。

2番

私の場合、裁判官さんが穏やかな人で、何でも話してくださいという裁判長だったので、言えました。

司会者

3番さん、どうでしょうか。評議がわかりやすかったのか、十分に意見が言えたのか。もしそうでなかったら、どうしてほしかったというあたりはどうでしょうか。

3番

私たちは、やっぱり最初に刑期といっても、全然わかりませんので、やっぱり参考に出していただかないと、ちっともわかんないと思うんで、それで裁判長さんが、こういう事件は何年ですよということをおっしゃられたので、それと検察官が出した刑期の年数が同じでした。それで、それを参考にしました。

司会者

これは、やっぱり刑罰の意見を言う際には、一定の判断材料みたいなものを出してもらわないと、なかなか最初は言えないということでしょうか。

3番

そうですね。私たち自身、どのくらいになるかわからないので、それよりも、何か軽くしたような気がします。

司会者

今裁判長から、これぐらいですよという話があったというご紹介がありましたけど、具体的に何年というんじゃなくて、こういう社会的類型の事件の場合には、これぐらいの幅があるグラフの範囲内のものがありますよと、こういう趣旨ですよ。

3番

はい、そうです。

司会者

4番さん、どうでしょうか。評議で話しやすかったかどうか、十分議論はできたかどうか、それから刑罰決める際には、やっぱり何か参考となるものがないと先に進まないんじゃないかみたいな御意見がありましたけど、どうお感じになりましたか。

4番

まず、6人全員質問しましたんで、評議の場では自分の意見を全員言いました。ですから、その前に裁判官が、裁判長がみんなの気持ちを和ませるように、冗談を入れるような話をさせてもらって、みんなの心をやわらかくしてくれたことが大分

影響しました。それから、やっぱり過去の判例が、1番さんがおっしゃったように、非常に素人の私たちに一定の物差しになりましたねということだと今思っています。

司会者

過去の刑罰のデータみたいのを示す際、一応過去はこういうふうになったんだけど、それに囚われる必要はありませんよと、皆さんの感覚も大事にしましょうねと、こういう話もあったんでしょね。

4番

もちろんです。そうです。

司会者

だから、それを見せられたんだけど、自分の意見を十分言えたと、こうお思いになるわけですね。

4番

そういうことです。

司会者

はい、わかりました。6番さん、いかがですか。評議が十分に意見が言えたかという雰囲気、どうでしょう。

6番

刑を決める前に、一人一人の皆さんの意見を踏まえまして、私たちが携わった事件というのは、本当に推理小説を地でいくような事件でした。資料を出していただきましたので、大体似たような資料を参考にさせていただきました。

司会者

最終的に、そうすると数字を、意見を言う前までに資料、データを見たら、非常に参考になったという話ですね。もうちょっと早い段階から見せてもらったほうが助かったなというような、こういう感覚ありますか。それとも、やっぱり最初はフリーで言わせてもらったほうがやっぱりよかったかなと、どちらですか。

6番

先に資料出していただいたんですけども、その後に、何でもその資料に基づいてあれしなきゃいけないことないんですよってということで、一人一人の意見を言いまして、その結果で決めたという感じです。

司会者

ありがとうございます。ここまでずっと刑罰の量をどうするかという話がメインだったんですけど、7番さん、8番さんの場合は、果たして事実も検察官の言うとおりだったかどうかというのが議論になったと思うんですけども、この議論のしやすさ、意見を十分に言えたか、どうでしょうか、7番さん。

7番

意見は自由に言えていたと思います。量刑に関しても、当然最初には裁判員の方の意見というか、それは初め聞いていただきましたし、その中で、その後に、例えば類似性のある事件で、こういう例がありますよというのを見せていただいてやっていました。

司会者

最初にデータ見ない段階、どれぐらいと決めるときには、やっぱり検察官、論告求刑意見というのは頭の中にぱっとあったでしょうか。

7番

そうですね。ただ、いろいろやっぱりそういう物差しになるものも見ていく中で、再度もう一度みんな考えて、最終的には意見はある程度まとまっていったんじゃないかなというふうには思います。

司会者

自由に意見が言えたということとして、何か裁判官のほうで、こういう配慮してもらえるから言えたんだなというようなところは何かありましたか。

7番

そうですね、自由な意見を率直に言うと、もう事件としては強姦致傷、当然いろんな裁判員がいる中で、私はこう思いますってはっきり言われる方もいらっしやっ

たんです。その中でも、裁判官、裁判長もそうですけど、うまくまとめていただいたのかなというふうに思います。決してその方の意見を無視することもなくできたんじゃないかなと。

司会者

そうですか。本当に自分の思うままに、自由に意見は言える雰囲気があったし、でもぐちゃぐちゃになるわけじゃなくて、うまく交通整理したという、そういうことなんですか。

7番

そうですね、はい。

司会者

ありがとうございます。8番さんは同じ事件ですけど、8番さんは意見交換、評議はどういうふうに思いましたか。

8番

非常に和気あいあいと話しやすい雰囲気で作られましたし、それから罪状を決めるところもそのポイントになりましたんで、そこは非常に丁寧にやれたと思います。私は、ちょっと量刑のところは、やはり総論的なお話はしてもらったと思うんですけども、もう少しそこでの議論をやってもよかったのかなという感じはしました。私は、実はインターネットを見て、大体どれぐらいの年数があるのかなというのは個人的には見ました。それは、例えば2009年以前に裁判を受けた人と2009年以降、我々が入ってきたために裁判が変わったりしたときに、何か年数とか何かで、非常にやっぱり不公平な感じが起こるんじゃないかなというのは私個人としてはちょっと気になりました。

司会者

総論的な話をもっとしたほうがよかったんじゃないかなというのは、具体的にもう少しどんなあたりのお話を掘り下げればよかったというふうに感じておられますか。

8番

量刑の範囲。我々の対象となった事例は、5年から30年という非常に幅の広い範囲の中から求める数字が出てくるはずなんですけれども、そうすると例えば求刑の年数というのは、大体こんなことを背景にして考えたんじゃないが、あるいは弁護人が言っている、想定している年数というのは大体こんなところじゃないかというところもある意味参考の裏づけみたいなのがあったら議論の対象になるのかなという感じはしました。

司会者

総論的な話は、例えば刑罰は行為の責任に応じた行為責任主義が原則ですとか、そのときに重視するファクターはこれとこれですとか、反省しているというのが刑罰にどういう意味があるのかとかが、どこかで出てくるんじゃないかなと思うんですけども、それについて十分意見交換できたという感想でしょうか。

8番

ちょっと私の記憶は、そこまではなかったです。

司会者

やっぱり最初は、じゃフリーにどうぞ、刑罰言ってくださいという感じですか。

8番

そうです。

司会者

そうですか。そうすると、それぞれの方々が、そのフリーで意見言った場合、何を重視してというあたりが、どんなふうにまとめられていったんでしょうか。

8番

市民の、特に裁判長が控えめに言われたんだと思うんですけど、市民の感覚をまず出してくださいということと言われたんで、量刑相場とかということを余り気にしないでみんな考えた。それはそれでいいと思うんですけども、例えば一審の判決って控訴される率が2009年以降非常に高くなっちゃうんじゃないかという感

じもしないでもないんです。そこはちょっとあれですけども、市民の感覚は市民の感覚で1つの判断でいいんですけども、不満があれば二審行けばという話はあるんですけども、もうちょっと議論される余地というのはないのかなという気はしました。

司会者

やっぱり刑事裁判、公平性とかバランスというものが大事なので、そのほかの事件との取り扱いみたいな情報を十分踏まえた上で議論したいし、その辺も意見交換したかったなど、こんな感じでしょうか。評議については検察官、弁護士はもう未知の世界だと思うんですけど、改めて聞いておきたいということがあれば、どうぞ。

井草検察官

お聞きしたいというより、一回参加してみたいというのが本音なんですけれども、そこは法律上、難しいのでということですが、評議をしている中で、事件のことを当然、こうでしたよねというふうに確認していくことが多分あるでしょうし、必ずしもそれは記憶だけではなかなか難しい場合もあるんじゃないかなと思っていますが、そういう場合に例えば証拠書類であれば、それを見直す、ほかに、証人尋問であれば、録音したものですか、があると思うんですけども、聞き直すとか、そういうことはどの程度されるのかなというのをもしあればお聞きしたいんですけども、いかがでしょうか。

1番

ちょうど争点になったのは、被害者が逃げるときに、相手に対して暴力を振るって逃げようとしたのか、それとも偶然に当たってしまったのかと、そういったところだったんです。実際にその辺を我々の中でも、実際に検証するというか、こういった対応したときにどうなのかとか、それぞれやはり自分たちでその場面を思い描いて、ここは絶対に故意でしかあり得ないなとか、そういった自分たちで場面で想定して、実際に自分たちの行動で確認をしたり、また実際に凶器を使って、そういった体勢で実際に被害者のそのけがをされたところにどういうふうに当たっていく

のかを、その辺を実際に自分たちで実証しながら確認をして判断をしていきました。ですから、ちょっと答えになっているかどうかわかりませんが、そんな形でやっていきました。

井草検察官

こんなの見たよという、その見直したよという方がいらっしゃれば、教えていただきたい。

司会者

評議室の中に改めて法廷で録音したビデオみたいなものを見たとか、改めて証拠書類をみんなで回し読みしたとか、そんなことがあるかないかという質問じゃないかと思うんですけど。

井草検察官

写真とか、前提となる、今の話ですと凶器は見ないと多分わからない。

司会者

実際に触って。

井草検察官

あと、場面を想定するためには何か写真をごらんになったりするのかなという気が今話をうかがって思ったんですが、ほかにその見た方っていらっしゃいますか。

3番

写真を見まして、すごい、あれを見たらちょっと本当にびっくりするようなことでしたので、こんなにまで、そういうふうにするものなのかなと思いましたけれども、写真にはちょっとびっくりしましたが、本当にその場面しか見ていないので、それに対して家族のあり方がすごく、この家族はその生まれたときから、親に育ったことが、どういうことなのかなって、何かそっちのほうに気がなりました。

司会者

井原さん、何かありますか、評議に関してですけど。

井原弁護士

弁護士のほうとしても、検察官が求刑というのを何年というのに対抗してというわけではないんですが、もちろん執行猶予をつけてほしいというときは当然言うんですけれども、ちょっと執行猶予が望めないなというときに、こちらのほうの弁護人の意見としては何年がいいですということたまに言うことがあるんですけれども、弁護人のほうから、例えば8年とか7年とかというのを一定のその裁判例とか理由をつけて、提示させていただいたとしたら、それはどうだったと思われませんか。

7番

弁護側のほうから、こういった部分で検察側のほうも、この部分に関しては違いますということ刑は少なく当然言われますけど、それに対して当然評議の中では、当然話はしています。

井原弁護士

じゃ、一定のこちらが出したとしても、それをきちんと理由を吟味していただいてということによろしいんですか。

7番

そうです。

8番

その件で一言。求刑の年数は出ていましたし、それで弁護人の言い方は、更生を考えると何年、何歳までには刑務所から出してという、そういう言い方をされてきました。

小坂裁判官

評議の関係では、裁判官のほうで司会を担当いたしまして、そのチームに入っている裁判員全員のその意見、思っていること十分に出し尽くしていただいた上で、十分議論したという形で結論を出したいなというも思っております。量刑の関係では、きょうお話をお聞きしていた感じでは、やはりその量刑検索システムが参考になったという御意見が多く、他方でその量刑について考慮要素とか、そういうところについて議論というのは余り印象に残っていなかったのかなという印象をお聞き

して受けたんです。評議の中では、恐らく裁判官のほうから、行為責任主義という考え方で、こういう要素について注目しましょうねという話が評議の中では必ずどの裁判官のチームからも出るんだと思うんです。それに応じて議論していくという流れが当然あるのかなというふうに思うんですが、ただ余り印象に残らないということであると、例えば争いがないような事件であれば、量刑、刑の重さがポイントだということが当然最初のうちからわかっているんで、量刑上、重要なポイントはこういうことですよというのを何か初日の段階とかで、そういうところからちょっと教えておいてもらえれば、そういうポイントをつかんだ上で審理に臨めたのになとか、そういう御感想があるかどうかというところをお聞きしたいんですが、争いかなかった事件ということで、1番さん、どうですか。後から言われるのであれば、先に言うておいてもらえれば、もっと審理が聞きやすかったなという、そういう思いがあったかどうかということについて。

1番

そんなことなかったかな。一応基本的にポイントは、裁判長のほうで明確にさせていただいていましたし、ただ審議のときに、それ以外にも、やはりかなり弁護人のほうから厳しく質問された内容というのは非常に逆に判断の材料にもなりまして、やはり犯した罪は罪ですけども、やはり残された家庭なり、親族の方々の将来というの判断にしっかり入れていかなきゃいけないだろうということで、その辺は余り裁判長のほうからはなかったんですけども、我々はやっぱりそういった部分が十分に考慮して判断していったかなというふうに思っています。

小坂裁判官

そうすると、余り事前の段階で、こういうところがポイントですよという、その御紹介をするよりは、フリーな形で聞いたほうがよりよいその意見が言えるかなと、そういうふうに思うんですね。

1番

変にポイントを明確にされちゃうと、みんなそこに集中しちゃうかなと。自分の

思っていることも出しにくくなってしまうような感じがあります。

小坂裁判官

わかりました。参考になりました。ありがとうございます。

司会者

裁判員になっていただいたときには、守秘義務、評議の秘密をぜひ守っていただきたいというお話をどのチームの裁判官からもされていると思うんですけど、その辺について必要性とか、非常にこういうふう改善すべきじゃないか、御意見があったらお聞きしたいと思うんですけども、1番さん、どうですか。

1番

やはりすべて徹底できているのかなという、できないところも多分にあるのかなと思います。やはり法廷でもお話というのは、あそこに座って、どんな感じだったとか、雰囲気はどうだったというのはオープンにしてもよろしいのかと思うんですけど、実際に中で皆さんでいろいろと話をした内容というのは当然表に出せないんでしょうけれども、なかなかそれを徹底するというのは、私は基本的に外に出してはおりませんけれども、徹底させていくというのは非常に難しいんじゃないのかなというふうには思います。どこからどこまでが守秘義務なのかと、冒頭説明されますけれども、それがしっかり皆さん頭に入っているかという、それはなかなか難しいかなというふうには思います。

司会者

守秘義務は必要なんだろうけども、その守るラインがちょっと明確じゃなくてという、そういう御趣旨ですか。

1番

はい。

司会者

3番さん、守秘義務についてどうですか。

3番

私は、裁判員をかばうというんじゃないですけど、いろいろ漏れた場合に、やはり守秘義務というのは必要だと思います。そうですね、やはりこういう裁判員になったということはみんなじゃないですけど、ちょっと近くの人には知られちゃったことはあるんですけど、その内容は全然もう守秘義務だからといって聞いてこないですから、言うことはないし、それは皆さん、周りの人がわかったださっている。だから、言っちゃいけないんだよね、言うとな罰があるんだよねというような感じで言ったださるんで、全然そういうことも私には全然聞いてこないです。だから、そういう点では守秘義務は、言う必要もないし、娘たちは、やはり何があれだったのとかって言うんだけど、言わないと、親子なんだから、いいでしょうとは言うんですけど、それでも私は言いませんでした。

司会者

守秘義務で縛られているというような感じもあるかもしれないが、かえって守られているんじゃないかなと、そういう思いがあるということですか。

3番

はい。

司会者

4番さん、いかがですか。

4番

私は、やっぱり現行を続けてもらいたいと思います。やはり裁判員というのは、1人の人間を裁くわけですから、言っただいけないことは言わないんで、決められたことは私は現行の守秘義務というのは続けていってもらいたいと思います。

司会者

6番さん、いかがですか。

6番

私は、やっぱり守秘義務というのは大事だと思います。ただ、評議の場では大丈夫ですけども、1番さんがおっしゃった意見と同じです。私も一応勤めていまし

たので、そのときは、それで一応お休みいただかないといけなかったもんですから、上司にだけ相談してお休みいただいて、職場では何で休んでいるのと言って聞かれたみたいですので、4日間でしたので、4日間お休みするというのは、やっぱりどうしたのかしらって、具合悪いのかしらってみんな心配してくれて、いや、裁判員裁判に選ばれて行ったみたいよぐらいで、あとは何か聞かれてきても守秘義務だから、言えないって、新聞見てって言って、それで終わらせました。

司会者

現在行われる程度の守秘義務は必要だし、この程度はいいでしょうということですか。

6番

そうですね、はい。自分の中で言っているいいことと悪いことは判断して言っていますので。

司会者

全くしゃべってはいけないという話じゃなくて、法廷でやりとりされた内容とか、判決内容は、これは公開の法廷でされていることですから、もちろんお話ししても何も構わないわけであって、評議の場に出された少数意見とか、評議の場でのやりとりを、そこは外には出さないでくださいと。そうでなければ、発言が自由にできなくなる可能性がありますからねって、こういう趣旨ですので、その限度であれば必要だというふうにお感じなんでしょうね、6番さんは。

6番

そうです。

司会者

7番さん、いかがでしょう。

7番

やっぱり現行のその守秘義務というのはあるべきだと思います。確かに選ばれて、4日間ですか、その会社を不在にしていれば、当然それは聞かれるんで、それぐら

いのこと、参加は参加、だれが、いつ、どうなるかはわからない。基本的にそれぐらいのことは伝えては出てきていますし、かといって終わってから、何か聞かれるということもないです。それは、多分守秘義務というのは、もう当然この制度が始まる時に当然テレビとか新聞でも言われているように、外に、基本的に線引きはきっちりとは、できないと思うんです。できないですけども、そういうことがあるというのはわかっていれば、基本的にそんなに聞かれることもないのかなど。現行は続けるべきだと思います。

司会者

8番さん、いかがですか、守秘義務の関係ですが。

8番

守秘義務の意味とか、その大切さというのはわかるんですけども、やはりそれをしゃべらないことというのは非常にフラストレーションになるという部分もあって、最もしゃべってはいけないということが最も一番人に聞いてほしい部分でもあるわけで、その例えば評議の中の意見だとか、どういう決め方をしたのという話を人を特定しないような形ではある程度もう少し出していけるような制度にしてもいいんじゃないのかなとは思っています。

司会者

そういう改善のやり方があるんじゃないかなと、こういう御意見ですね。ありがとうございました。きょうは、報道関係の方が何人か来られているんですけど、質問を御希望の方はおられますか。

埼玉新聞

埼玉新聞です。きょうはありがとうございました。最後の守秘義務のところについてお伺いしたいんですけども、先ほど6番さん、守秘義務、何か新聞で見てくださいというような話をしたということなんですけれども、守秘義務について公判が始まる前に、この範囲が守秘義務に当たりますとかという説明はそもそもされたんでしょうか。

6 番

裁判員裁判で選任された時点で、これは絶対人には話しちゃいけないことなんだということを自分で自覚していましたので。

埼玉新聞

先ほど裁判長がおっしゃっていたように、すべてが話していけないことではなくて、傍聴席が当然あるように、一般の方も裁判を見ることはできますので、その範囲は裁判員の方も話していいんですけれども、そういった説明というのは事前にどこかの機会で選任された後あったんでしょうか。

6 番

審議に入ってからですか。審議というか、裁判が始まってからですか。

埼玉新聞

選ばれてから。

6 番

選ばれてから。それはありました。そういう話がありました。

埼玉新聞

なかったという方はいらっしゃいますか。

司会者

要するに、守秘義務はあるんだけど、全部しゃべっちゃいけないとかじゃなくて、このラインがありますという大体のラインを裁判官なりから説明がありましたかという質問なんです。なかったという方がおられれば聞きたいということですね。

埼玉新聞

はい。

司会者

大体あったということですね。

(裁判員経験者全員うなずく)

埼玉新聞

。それから、7番、8番の方、性犯罪を担当されたということなんですけれども、被害者のこともあって、裁判員裁判の対象事件として性犯罪を扱うことはどうかという話もあるんですけども、裁判員をされた立場から、こういう性犯罪が裁判員裁判の対象になるということについて何か意見があれば教えてください。先ほど被害者の方の証人尋問でとまってしまったというような話だったんですけど、例えば被害者の話をもうこれ以上は聞きたくないだとか、そういうことというのは。それから、当然被害者の方の話をしてしまうと、その後守秘義務もあって、それがプレッシャーになるとか、ストレスになるとかといったことはなかったでしょうか。

7番

そうですね、プレッシャーというのはなかったです。ただ、それが必要だったかどうかって言われたら、必要なかったかもしれないです。呼んでまで、今回のこの事件でも、事実はまだ認めているわけですから、犯行自体は。それが必要かどうかって言われたら、ちょっとお答えしにくいです。被害者のこともあるんで。

8番

証人の尋問は別の部屋で、それから映像だけがわかるような、映像だけ枠から見えて、声が聞こえるという状態にされていましたので、その配慮はされていたと思います。それから、裁判員の中にも女性の方がいて、かなりそういう性犯罪の話ですから、男性よりも女性のほうが、そういうインパクトが大きいだろうと思うのは当然ですが、裁判員裁判の中では、彼らの立場の主張をしっかりと、議論をしっかりとやっていったというふうに思います。

埼玉新聞

ありがとうございました。

共同通信

共同通信です。きょうはありがとうございます。7番、8番の方に同じく性犯罪の裁判員を担当されたということで、その裁判員裁判の対象に性犯罪を含めるかどうかというのが以前議論になったと思うんですけど、その点について何か御感想が

あれば教えてください。

8番

暴力団絡み、薬物、それからその性犯罪の裁判は、できれば市民としては関わりたくないという意見があるのは知っております。ただ、重大な犯罪の選ばれ方としては、例えば殺人、強盗、放火、そういったもののジャンルとしては多分、重さとしては多分同じようなことではないかなと思うんで、もしそういうのを含めて非常に重大、残酷なやつを排除するんであれば、同じく排除するであろうし、そうじゃない判断であれば、多分含められるべきじゃないかなと思います。逆に、もっと重大じゃない、身近な犯罪みたいなもの、詐欺だとか、あるいは民事的な話とかというところに、もしこの裁判員制度がもう少し練れて発展していけば、そういったところにもいくんではないかなって個人的には思っていますけれども。

埼玉新聞

身近な犯罪にも裁判員裁判が対象になればいいというような御意見という解釈でよろしいでしょうか。

8番

今は、そこまではいかないと思いますけれども、どちらかというと身近な裁判から入っていったほうがやりやすいのに、突然重大な犯罪から、刑事裁判から入っていくというのは、私はちょっと順番としては逆のほうがいいんじゃないかなと思っています。

7番

裁判員の方のケアとかというのも大事なんですけど、一般の方のそういった視点を入れるという意味では余り事件によって分け過ぎるのも、これは参加すべきではない、やるべきじゃないかというのは現段階で決めるべきではないと思います。例えば強姦致傷だったら、もう女性からしたら許せない犯罪、当然そうなるわけですけど、そういった視点も必要だと思うんです。男性とはまた違った視点というのがあると思うんです。そういうのを入れるという意味でも、こういうので裁判員制度

を適用するというのは現段階ではそれでいいんじゃないかなというふうには思います。

司会者

ほかにありますか。よろしいですか。ありがとうございました。報道機関からの御質問に対しても的確なお答えどうもありがとうございました。きょういろいろな話伺いましたので、これをさらに我々が参考にさせていただいて、裁判員裁判を発展させたいというふうに思っております。